

# 地方公共団体における内部統制制度の導入に関する報告書(概要)

## 【地方公共団体における内部統制】

首長が、地方公共団体の事務の処理の適正さを確保する上でのリスクを評価して、自らコントロールする取組み

## I 地方公共団体における内部統制制度導入の必要性

- 1 人口減少社会の進行に伴い高まる地方公共団体の役割
- 2 拡大する傾向にある地方公共団体における事務処理リスク
- 3 企業における内部統制の取組みの進展
- 4 取組みが十分でない地方公共団体における内部統制の現状

地方公共団体における内部統制の取組みを推進するため、

**地方公共団体における  
内部統制制度の充実が必要**

## II 地方公共団体における内部統制制度の具体的な設計案

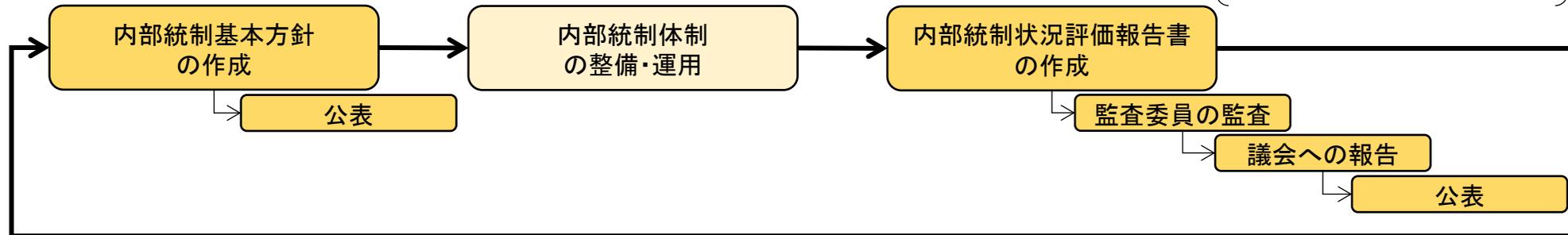
**コンセプト1** 首長に、内部統制体制の整備及び運用の責任があることを明確化すべき

**コンセプト2** 内部統制の取組みの段階的な発展

- ・ 財務事務執行リスクについて最低限評価するリスクとすべき。
- ・ 大規模地方公共団体(都道府県や指定都市)は内部統制基本方針の作成等を行うべき。
- ・ 内部統制基本方針等を公表して、常に外部の目にさらすべき。

【参考】

株式会社(大会社)は、  
・ 取締役会が内部統制基本方針を作成し、株主に報告(会社法)  
・ 内部統制報告書を、公認会計士等による監査を受けて、公衆へ縦覧(金融商品取引法)



## III 地方公共団体における内部統制制度の導入により期待される効果

1 首長のマネジメントの強化

2 監査委員の役割の強化

3 議会及び住民による監視のための判断材料の提供

4 住民が行う選択の基盤